

## 山形県総合政策審議会運営細則（改正後）

（目的）

第1条 この細則は、山形県総合政策審議会条例（平成13年3月県条例第8号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、山形県総合政策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（部会）

第2条 条例第8条第1項の規定に基づき、審議会に土地利用部会を置く。

（部会の職務）

第3条 前条に規定する土地利用部会は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議する。

（部会の議決）

第4条 条例第8条第7項の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 国土利用計画法第7条第3項及び第9項、第8条第5項及び第6項並びに同法第9条第10項及び第14項に関する事項

(2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に関する事項

（県民の意見の聴取等）

第5条 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、部会において県民の意見を聴くことができる。

2 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、審議事項に専門的学識経験をもつ有識者の意見を聴くことができる。

附 則

この細則は、平成13年 5月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年 7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 6月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年 6月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年 8月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 7月29日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年 7月31日から施行する。